

四日市市告示第 519 号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 7 号）第 72 条の 4 第 2 項に基づき、次のように告示する。

令和8年9月10日

四日市市長 森 智広

1. 発表事項

日永東二丁目地内における土壌汚染及び地下水汚染について

2. 発表内容

令和8年9月9日、三重県生活環境の保全に関する条例第72条の4第1項に基づき、三菱瓦斯化学株式会社（東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 代表取締役社長 伊佐早 禎則）から同社四日市工場（四日市市日永東二丁目4番16号）敷地内において、土壌汚染及び地下水汚染を発見した旨の届出がありました。

届出によると、同社は形質変更予定地について、自主的に土壌・地下水調査を実施したところ、1区画で「砒素及びその化合物」が土壌溶出量基準を超過しました。また、形質変更予定地東側境界線付近の観測井戸で、「ふっ素及びその化合物」が地下水基準を超過しました（地点は別紙参照）。

なお、形質変更予定地内において、過去に「砒素及びその化合物」の使用履歴はなく、土壌汚染の原因は不明です。また、「ふっ素及びその化合物」について、使用履歴はありましたが、地下水汚染の原因は不明です。

基準を超過した特定有害物質及び検出された濃度は次のとおりです。

<土壌調査結果（溶出量）>

物質名	最大検出濃度 （土壌溶出量基準の倍数）	土壌溶出量基準
砒素及びその化合物	0.011mg/L（1.1倍）	0.01mg/L

<地下水調査結果>

物質名	検出濃度 （地下水基準の倍数）	地下水基準
ふっ素及びその化合物	1.0mg/L（1.25倍）	0.8mg/L

※汚染が発見された区画はコンクリート舗装されており、雨水浸透は防止されています。

3. 事業者の対応方針

- （1） 土壌溶出量基準超過が確認された汚染区画について、汚染土壌を掘削除去の上、適正に処理を行う予定です。
- （2） 地下水下流側の観測井戸（工場東側敷地境界付近）における地下水モニタリングを継続して実施します。

4. 四日市市の対応方針

- (1) 9月9日に現地確認を行いました。
- (2) 地下水モニタリングの結果を報告するように指示しました。また、土壌汚染対策が適切に実施されるよう指導していきます。

5. 届出内容の問い合わせ

三菱瓦斯化学株式会社 四日市工場 総務グループ

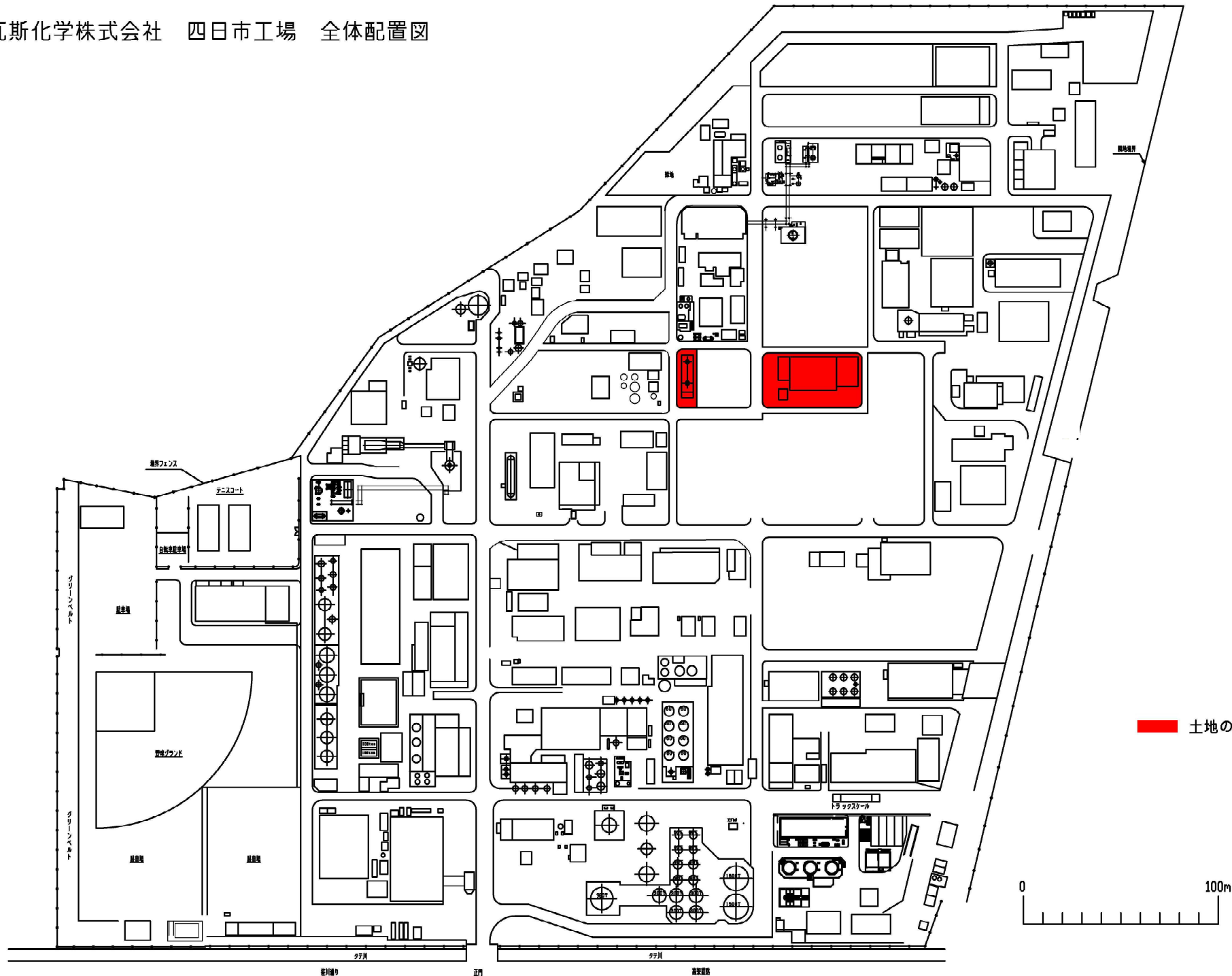
電話：059-345-8800

(環境部環境政策課)

三菱瓦斯化学株式会社 四日市工場（付近図）



三菱瓦斯化学株式会社 四日市工場 全体配置図



■ 土地の形質変更予定地

図 面 名 称				
縮 尺	1/1000			
	承 座	快 車	展 開	零 星
1 : 1	1 : 1	1 : 1	1 : 1	1 : 1
製図法	審 査 法			
図 面 番 号				
三菱ガス化学株式会社四日市工場				

別紙 汚染の状況 [基準超過区画調査結果図]

